

2022.07.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 4 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<SDGs>

2022 年の世界 SDGs 達成度ランキング、日本は 1 ランクダウンの 19 位

（参考情報：2022 年 6 月 2 日付 ケンブリッジ大学出版局

Sustainable Development Report 2022 HP : <https://dashboards.sdgindex.org/> ）

各国の SDGs 目標の達成度を毎年公表している「持続可能な開発レポート」の 2022 年版が 6 月 2 日公表され、総合評価で日本は昨年から 1 ランクダウンの 19 位だった。ランキングの対象は世界 163 か国。首位はフィンランドで 2 位はデンマークなど、欧州諸国が上位を占めた。アジア諸国では、日本に次いで韓国が 27 位だった。

同レポートは、持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）*とドイツのベルテルスマン財団**が発行。SDGs の 17 の目標ごとに「達成済み」「課題」「重要な課題」「最大の課題」の 4 段階で各国の達成状況の評価した。目標ごとに指標を複数設けている。

日本の評価は以下の通り。「最大の課題」と指摘された目標は 6 つで、前年の結果に目標 12（つくる責任 つかう責任）が加わった。

評価	目標
達成済み（SDG achieved）	4、9、16
課題（Challenges remain）	1、3、6、8、11
重要な課題（Significant challenges）	2、7、10
最大の課題（Major challenges）	5、 <u>12</u> 、13、14、15、17

「最大の課題」に評価された目標では、それぞれ次のようなネガティブな要素が評価の理由に挙げられた。

本レポートの評価は、国レベルのマクロ的な視点に基づくものであり、必ずしもすべてが企業個々の評価や求められる行動変容に直結するものではない。今回、指摘された事項は国の政策転換によって解決すべき事項が多い。ということは、今後国際水準に合わせるため政策の転換すなわち規制の強化などの可能性が高い事項とも理解できる。企業は、将来の環境変化を見極める材料として今回の「最大の課題」の理由を読み解くことが大切だ。

目標 5（ジェンダー平等を実現しよう）

- ・ 国会議員のうち女性が占める割合の低さ
- ・ 男女間賃金格差の大きさ

目標 12（つくる責任 つかう責任）

- ・ 電気・電子機器の棄物量の多さ
- ・ プラスチックごみの輸出量の多さ

目標 13（気候変動に具体的な対策を）

- ・ 化石燃料の燃焼やセメント生産による CO2 排出量の多さ
- ・ 輸入に起因する CO2 排出量の多さ
- ・ 炭素税導入の遅れ

目標 14（海の豊かさを守ろう）

- ・ 海洋健全度の低さ
- ・ 魚の乱獲
- ・ 輸入に起因する海洋生物の多様性への脅威

目標 15（陸の豊かさも守ろう）

- ・ 淡水域で保護されている面積
- ・ 種の生存が危惧されるレッドリストインデックスへの登録状況
- ・ 輸入に起因する陸域および淡水の生物多様性の脅威

目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）

- ・ 政府開発援助を含む財政支援の低さ
- ・ 「金融秘密度」（資産隠しなどのしやすさ）の高さ

* 2012 年 8 月、国連が設立したグローバルなネットワーク。研究機関や大学、企業、市民団体等が、世界の環境・社会・経済問題を解決し、持続可能な社会を実現するための最善の方法を明らかにして共有することが目的。

** ドイツ最大の財団。出版・放送・音楽ソフトなどの事業を営む。

<非財務情報開示>

金融庁 WG が有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」新設方針、TCFD の枠組みを採用へ

（参考情報：2022 年 6 月 13 日付 金融庁 HP：

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html）

金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは 2022 年 6 月 13 日、投資家の判断材料として企業のサステナビリティ関連情報の開示を拡充するため、有価証券報告書に「記載欄」を新設することなどを含む報告書を公表した。

報告書のタイトルは、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」。

先行する企業で有価証券報告書にサステナビリティ関連情報を記載する例があるものの、定まった記載箇所がなく、内容も企業によってばらつきがあるなど、投資家に分かりにくく、他社と

の比較が難しいなどの問題が指摘されている。記載欄の新設はこれらの解消が狙い。

特に、開示内容を他社と比較しやすくする目的では、国内外で広く利用されている気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）および国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の枠組みを採用する方針を示した。TCFD およびそれに準拠する方向性が示されている ISSB の開示基準は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの要素に応じて、開示すべき事項を定めている。報告書は、これらの要素に開示の優先度を付けた。「ガバナンス」と「リスク管理」はすべての企業に開示を求める一方、「戦略」と「指標と目標」は、「開示が望ましいものの、各企業が『ガバナンス』と『リスク管理』の枠組みを通じて重要性を判断して開示する」とした。

一方、本報告書は、「気候変動対応」および「人的資本・多様性」のそれぞれに関する開示にも触れた。

気候変動対応については、「記載欄」に TCFD の4つの構成要素に即した開示を提示した。国際的な比較可能性の確保が理由。日本独自の開示項目を早急に決めるのではなく、現在 ISSB で策定作業中の気候関連開示基準の確定を待つ意向を示した。

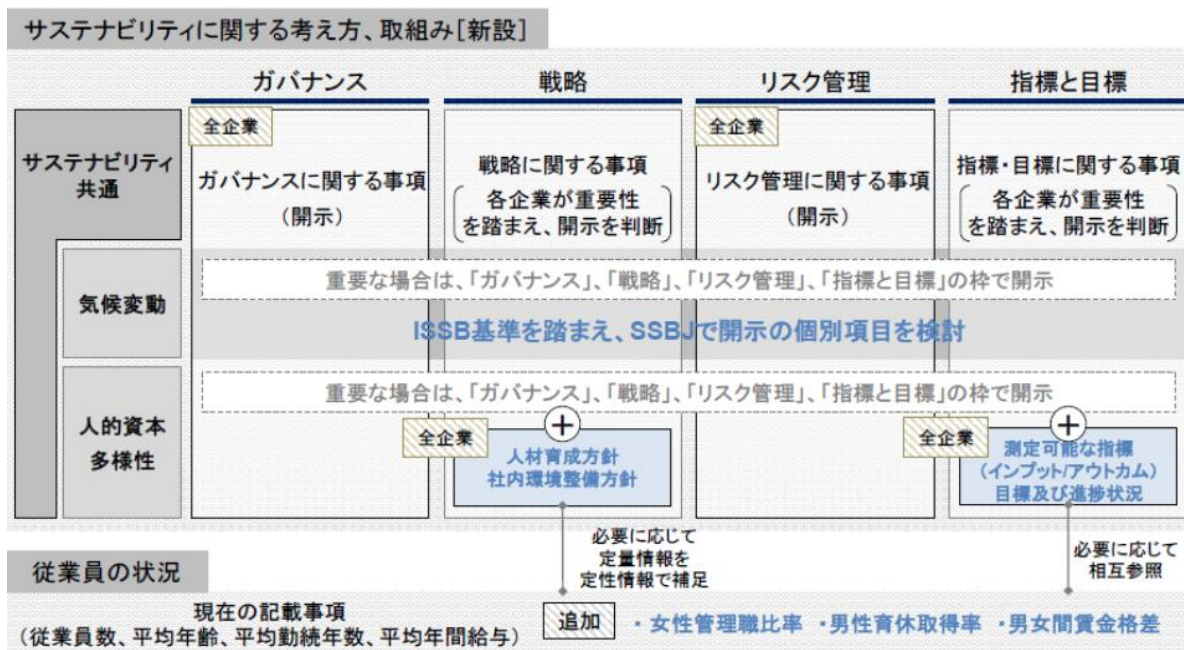
人的資本・多様性については、中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」（多様性の確保を含む）や「社内環境整備方針」を、記載欄の「戦略」の枠で開示するとした。他方、これらの方針と整合的で測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定、その目標および進捗状況を「指標と目標」の枠で開示するとした。

加えて、人的資本・多様性に関して中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の項に、「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」などの数値情報の開示を求めた。

本ワーキンググループは、企業情報の開示のあり方について 21 年 9 月から検討・審議している。有価証券報告書の開示のベースと位置付けられる ISSB の開示基準は、今年中に最終案が公表される予定だ。

本報告書が示すサステナビリティ情報の有価証券報告書での開示の体系は次の通り（下図参照）。

- ・ 新設の記載欄を設け、サステナビリティ共通および気候変動対応、人的資本・多様性について TCFD などの枠組みに即して記載
- ・ 「従業員の状況」の欄に、人的資本・多様性に関する所定の事項を記載



出典：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ第7回事務局説明資料から抜粋

<生物多様性>

○民間取組を動員した「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」の制度設計が進展

（参考情報：2022年3月22日付（一社）環境パートナーシップ会議 J-GBF

第一回地域連携フォーラム、資料集 OECMの現状と概要 HP：

https://epc.or.jp/pp_dept/j-gbf_regional-forum01_220322_data

2022年5月27日付 環境省 自然共生サイト（仮称）の仕組みの試行について HP：

<https://www.env.go.jp/press/111067.html>

2022年6月20日付 環境省 30 by 30 HP：

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/entry/>

2022年に開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択される見通しである「ポスト2020生物多様性枠組」では、目標案の1つとして、2030年までに少なくとも世界の陸域と海域の自然をそれぞれ30%保全または保護する「30 by 30」が掲げられている*。しかし、現状では世界全体に占める国立公園等の保護地域の割合は、陸域が17%、海域が10%である。日本においても陸域で20.5%、海域で13.3%に留まっており、保護地域のみで30 by 30を達成することは非常に難しい。そのため「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM**）」のコンセプトに基づき、民間の自主的な保全取組なども動員することが期待されている。

2022年4月に環境省が主導して発足した「30 by 30 アライアンス」は、OECMの認定地域を増やすことを目的とした有志連合である。サントリーホールディングスや清水建設等の企業に加えて、自治体やNPO等の合計192社・団体（2022年6月7日時点）が参加している。

このアライアンス発足と並行して、環境省は企業や地域が管理する生物多様性に貢献する土地を、「自然共生サイト（仮称）」に認定する仕組みを開始する。「ガバナンス・管理」、「生物多様性の価値」、「管理による保全効果」などの基準を満たして認定された土地は、保護地域と重複した場所を除いて、OECMの国際データベースに登録される（下図）。

図：自然共生サイト認定の仕組みイメージ



出典：環境省「30 by 30 の概要について」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/flyer30by30.pdf>

環境省は 2023 年中に合計で 100 地域を認定する目標を掲げている。これに先駆けて 5 月 27 日には、審査プロセスの試行と検証を行う事例として 20 ヶ所程度のサイトが選定されるとともに、課題検討等の事例として 10 ヶ所程度のサイトも選定された。

今後は認定基準や評価プロセスの試行していくとともに、経済的なインセンティブに関しても検討を行っていくことが示唆されている。そのため温室効果ガス (GHG) の排出権取引のように、市場原理を用いて生物多様性の価値を取り引きする新たな市場が生まれる可能性もある。

このように企業による生物多様性保全の取組が、単なる社会貢献ではなく、事業上の機会ともなり得るため、企業は今後の動向を注視することが望まれる。

* 出典：環境省「ポスト 2020 生物多様性枠組について」HP：

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/post2020_target/

** Other Effective area-based Conservation Measures (OECM)：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の略称。保護地域以外の地域で付随する生態系の機能とサービス、文化的・精神的・社会経済的・その他の地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で、統治・管理されていると認定された場所。

<コーポレートガバナンス>

○経団連、「再改訂コーポレートガバナンス・コードの実効性の向上」を公表

(参考情報：2022 年 5 月 16 日付 日本経済団体連合会 HP：

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/047.html>)

一般社団法人日本経済団体連合会は 2022 年 5 月 16 日、「再改訂コーポレートガバナンス・コードの実効性の向上」を公表した。コーポレートガバナンス・コード（以下、「CG コード」）の再改訂*を受けて、企業における運用上の課題と今後の取組に対する提言をまとめたものである。

同会は本提言の中で、CG コードの「コンプライ・オア・エクスプレイン（CG コードの各原則を遵守するか、あるいは遵守しない理由を説明）」について、企業が十分な検討を経ずにコンプラ

イを選択するなどの課題を示した。本来コンプライとエクスプレインに優劣はないものの、コンプライを選択しない場合に、投資家からネガティブな評価を受けることも背景として指摘している。

実際に、東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2021年12月）」**によれば、多くの企業がコンプライを 선호している状況がうかがえる（再改訂で変更・新設された各原則を除いてほとんどの原則は 90%以上のコンプライ率（市場第一部）となっており、再改訂で変更・新設された各原則であっても 60%以上のコンプライ率（同）にある）。

この課題に対して本提言では、CG コードの実効性を確保し、企業の持続的な成長につなげるために、「コンプライ・オア・エクスプレイン」において必ずしもコンプライを選択することを重んじたものではないことを企業や投資家などの市場関係者が再認識することの必要性を問うている。また、エクスプレインの優良事例の共有をはじめ、関係者間での対話の充実などに継続して取り組む必要があるとした。

CG コードの各原則に対しコンプライすることを多くの企業が選好している状況下でのエクスプレインの選択は、企業にとって躊躇されるものといえるが、エクスプレインは、CG コードが重視している「株主との対話」を促す糸口にもなりうる。このような認識の下で、あらためて各原則への「コンプライ・オア・エクスプレイン」を検討していくことが望ましい。

本提言は、政府のフォローアップ会議***にて行われる CG コード再改訂後の中間点検にあわせて意見をまとめたもので、同会議内において本提言を含むガバナンスの実効性確保に向けた議論が進むものとみられる。企業としても本提言の趣旨やフォローアップ会議における議論も踏まえ、自社に適した CG コードの運用を検討していくことが期待される。

* 2015年に初導入された CG コードは、2018年の改訂を経て、2021年に再改訂がなされた。再改訂では、新型コロナウイルスの影響や世界的な課題となったサステナビリティ・気候変動への対応などの環境変化の下で上場企業が持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく 16 の諸原則について変更・新設が行われ、現在では 5 つの「基本原則」、それに紐づく 31 の「原則」、47 の「補充原則」で構成されている。細則化する CG コードの規定への対応に企業の負担感が増している状況にある。

** 株式会社東京証券取引所 HP : <https://www.jpx.co.jp/news/1020/20220126-01.html>

*** 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のこと。各コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として設立。企業経営者、内外投資家、研究者等の外部有識者から構成。

<感染症>

○サル痘ウイルスの感染が拡大、風土病としない地域でも流行

（参考情報：2022年6月17日付 世界保健機構(WHO) HP :

<https://www.who.int/emergencies/disease-outbreak-news/item/2022-DON393>

厚生労働省 HP :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

国立感染症研究所 HP :

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>)

2022年6月17日、世界保健機構（WHO）は、1月から6月15日の約半年の間に、サル痘を風土病としない地域36ヵ国において2,039件の感染事例が確認されたことを公表した。

サル痘ウイルスは主にアフリカに生息するリス等の齧歯類やサル、ウサギ等のウイルスを保有する動物との接触によりヒトに感染するとされているが、接触感染や飛沫感染によってヒトからヒトに感染するケースも発生している。これまでサル痘はカメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国等の西アフリカと中央アフリカに限られた地域の風土病とされていたが、22年5月頃からは、サル痘流行国への海外渡航歴のないサル痘感染者が米国や欧州等で相次いで確認されている。

前述のWHOの発表によると、日本国内では22年6月15日時点においてサル痘感染者は確認されていないが、サル痘は感染症法上の4類感染症に指定されており、厚生労働省は、地方自治体や医療機関に対して注意喚起と情報提供への協力依頼を行っている。

[サル痘ウイルスに感染した際の症状]

潜伏期間	5～21 日程度
致死率	0～11%
主な症状	発熱、頭痛、リンパ節腫脹などの症状が0～5 日程度持続し、発熱1～3 日後に発疹が出現（皮疹は顔面や四肢に多く出現し、徐々に隆起して水疱、膿疱、痂皮となる）

[2022年1月から6月15日の間にWHOが確認したアフリカ以外の国のサル痘感染者数]

地域	国	感染者数 (人)	地域	国	感染者数 (人)
北中南米	アルゼンチン	3	欧州	ハンガリー	5
	ブラジル	5		アイスランド	3
	カナダ	159		アイルランド	14
	メキシコ	5		イスラエル	5
	アメリカ合衆国	72		イタリア	68
	ベネズエラ	1		ラトビア	2
東地中海	モロッコ	1		マルタ	2
	アラブ首長国連邦	13		オランダ	80
オセアニア	オーストラリア	7		ノルウェー	2
欧州	オーストリア	4		ポーランド	3
	ベルギー	52		ポルトガル	241
	チェコ	6		ルーマニア	3
	デンマーク	7		スロベニア	7
	フィンランド	3		スペイン	313
	フランス	125		スウェーデン	10
	ジョージア	1		スイス	28
	ドイツ	263		イギリス	524
	ギリシャ	2	合計	36 ヵ国	2,039 人

サル痘は感染後、多くの場合、数週間で自然軽快するが、患者の健康状態、合併症などにより重症化することもある。厚生労働省によると、天然痘ワクチンはサル痘ウイルスに対して約 85%の発症予防効果があるとされているが、日本では1976年以降、同ワクチンの接種は行われていない。そのため、天然痘ワクチンの接種を行っていない 40 歳代以下の日本人は免疫がない場合が多い。

このような状況を踏まえると、海外進出をしている、または進出を検討している企業では、従業員に対する安全配慮義務を果たすためにも、海外拠点の所在国や海外出張先における今後の感染症拡大の動向を注意深く観察し続け、感染症リスクへの対策を講じる必要がある。具体的には、正確な情報を収集し、国外赴任予定者や海外出張者に対する感染予防指導や、すでに派遣されている駐在員に感受性のある動物や感染者との接触を回避するよう注意喚起をするなど、状況の変化に応じた対処が求められる。

また、日本国内においても、22 年 6 月以降の入国制限の緩和によってサル痘ウイルスの流入が懸念される。従って企業は、海外拠点の有無に限らずサル痘の感染状況や感染防止に関する情報収集を行い、国内で症例が確認された際の感染防止策の検討にもいち早く着手することが望ましい。

19 年からの新型コロナウイルスの感染拡大や、今回のサル痘ウイルスの感染拡大に見られるように、感染症の世界的な流行が今後も想定されるため、新型感染症対策は企業にとって重要リスクの一つといえる。企業においては、新型感染症を踏まえた感染症 BCP の策定・見直しもあわせて行っていくべきであろう。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

＜危機管理・コンプライアンスグループ＞

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

＜サステナビリティ第一グループ＞

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

＜サステナビリティ第二グループ＞

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

＜統合リスクマネジメントグループ＞

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

＜サイバーリスクグループ＞

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022